

職業倫理行動規範

一般社団法人 森林技術コンサルタント協議会

平成 22 年 10 月 18 日 理事会承認

1. 職業倫理行動規範の基本理念

職業倫理行動規範は、森林技術コンサルタント協議会の倫理綱領を遵守するために、会員の適正な行動規範を示し、会員の職業倫理啓発の手引とするものである。

職業倫理行動規範は、上位にある既存の関連法令や制度、普遍的倫理を尊重するとともに、協議会の基本理念を受けて、顕在化している職業倫理の課題に対して見解を示し、会員の保持すべき行動の規範を示すものである。

また、職業倫理行動規範は、ただ単に法令を遵守することと理解するものではなく、広く「社会的要請（社会的責任）に応える適切な行動」の規範と捉えられるべきものであり、従って、社会的要請やその背景にあるものを的確に把握して行動することが求められるものである。



※ 高度の森林技術と広い見識を有する森林技術コンサルタントは、森林の多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図る上で、重要な役割を担うものである。会員は、このような森林技術コンサルタントの社会に対する重要な使命を果たすために、常にその職責を自覚し、技術の研鑽に励み、信義に基づき誠実に職務の遂行に努め、職業上の地位及び社会的評価の向上を図らなければならない。

2. 会員の責務（職業倫理行動規範の遵守）

職業倫理行動規範は、我々の使命である社会的要請に適切に応える活動において欠くことのできないものである。

会員は、下記のことを十分認識して、会員の責務として本協議会の職業倫理行動規

範に従って、高い倫理観の醸成と法令の遵守に努めることとする。

- ① 経営において、職業倫理観と目先の経営の間でしばしば葛藤が生じることがある。しかし、職業倫理観を欠いた安易な手段を選択することは、結果として社会的信頼を失墜させ、業界の品位と権威を損なうとともに、自らの企業経営に大きな障害をもたらし、他者の経営をも苦しめることとなる。
- ② 職業倫理はいかなる場合でも経営の規範とし、すべての関係者が遵守しなければならないものである。特に、経営を担う組織のトップが最も心得、その保持と啓発にリーダーシップを発揮しなければならない。

3. 職業倫理行動規範の個別課題

当協議会の職業倫理行動規範は、職業遂行プロセスにおいて私達が果たすべき社会的責任と遵守すべきコンプライアンスに関し、顕在化している以下の4つの課題を抽出しそれらに対する行動規範を示した。

◎品質問題と技術力不足

森林技術コンサルタントは、社会資本整備という公共の福祉に深く係わる職業であり、専門家として、高度な技術力に裏付けされた高品質な技術サービスを提供する責務を持っている。

しかしながら、瑕疵責任を問われる事案が増加するとともに、需要者から「技術力不足を我々が補っている」などと、疑念の声も聞こえている。

良質な社会資本整備を行うためにも、また、需要者との対等なパートナー関係を構築するためにも、我々はプロフェッショナル意識を確立し、森林技術コンサルタントの立場を明確にしていかなければならない。

そのためには、我々は、自らの手で高品質な成果を生み出す技術の研鑽に努め、森林技術コンサルタントに求められる能力を常に発揮しなければならない。

◎低価格入札

価格は、企業維持のための適正な利潤と成果の品質を確保できることを前提としたものでなければならない。これらの条件を逸脱した安値受注は、たとえ経営戦略上の選択であったとしても、フェアな競争を阻害し、市場を混乱させ、結果として実情にそぐわない単価や歩掛の設定を招くこととなる。

これらは、経営を益々圧迫し、品質に支障をきたす要因にもなりかねない。

私達は、技術を主体とした競争を基本として、関連法令等の趣旨を踏まえ、不適正な安値受注は厳に慎まなければならない。

◎再委託問題

再委託については大きく二つの問題が存在している。一つは、いわゆる“丸投げ”といわれるものである。再委託は業務の「主たる部分」については禁止されており、契約違反である。その要因は、自社ではできない業務を無理に受注することや、実績作りのためなどによるもので「事前協力」の一因ともなりかねない。

もう一つの問題は下請問題である。特に、近年は低価格入札などによる苦しい経営実態を反映した下請へのしわ寄せが懸念されている。これらは品質に問題をきたす要因にもなりかねない。

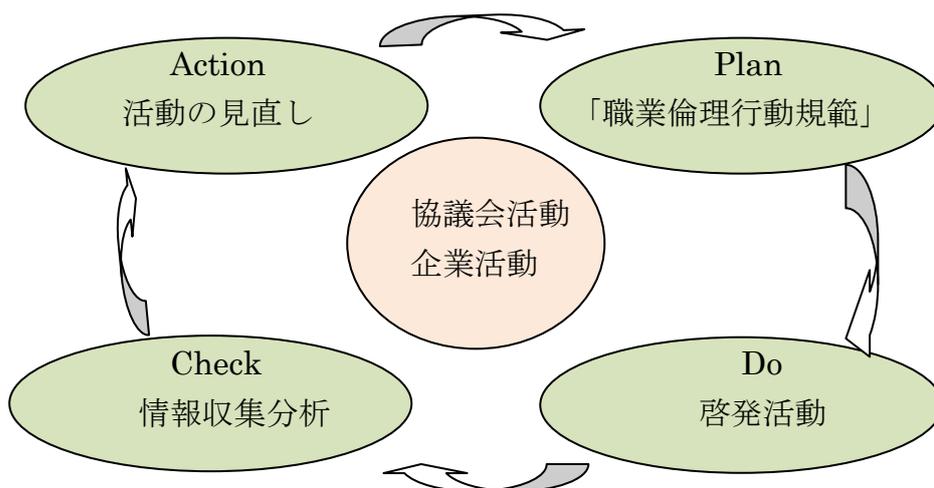
我々は、すべての受託業務において、自らが「技術への責任」と「品質への責任」を持たなければならない。よって、自らが責任の持てない業務は受託してはならない。

◎談合問題

私達の森林技術コンサルタントはわが国及び海外の健全な社会の発展の一翼を担うものとして、確固たる決意のもと「公正かつ自由な競争」を堅持して活動する。

3. 啓発活動

職業倫理啓発活動を下図の枠組みで「職業倫理行動規範」を基に実施する。あわせて、それらを検証するために、職業倫理に関係する事案の情報収集並びに分析を行って、PDCAループに則った活動の展開を図る。



職業倫理啓発活動の体系

< Plan >－職業倫理行動規範の提示

◆我々の職業における倫理上の行動規範を「職業倫理行動規範」に示す。

< Do >－啓発活動

◆「職業倫理行動規範」を基に協議会内及び企業内啓発活動を実施する。

< Check >－情報収集・分析

◆職業倫理の遵守状況を以下の方法で情報収集し、運営委員会で取りまとめ、分析を行い啓発活動の継続的改善を行う。

○情報収集は、運営委員会が中心となって行うとともに、会員は、発生した職業倫理に関わる問題や課題について、随時情報を収集し協議会事務局に報告する。

○関係行政機関等の情報については、協議会事務局において的確に調査把握することとする。

○運営委員会において情報分析した結果は、会員へ報告するとともに、必要に応じて関係機関へ情報の提供を行う。

< Action >－活動の見直し(フォローアップ)

◆収集された情報の内容については、「運営委員会」にて分析することとし、その結果により必要に応じ、啓発活動の見直しを行う。